

厚木市障がい者福祉計画（第5期）

〔 厚木市障害福祉計画（第5期）・厚木市障害児福祉計画（第1期） 〕

2018（平成30）年度－2020年度

すべての人がともに 生きるまちづくり

～地域包括ケア社会の実現に向けて～



厚木市



はじめに

「すべての人がともに生きるまちづくり」

「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像とする第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」では、安心政策として「支え合い、安心していきいきと暮らせる元気なまち」の実現を掲げています。その施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画である「厚木市障害者福祉計画（第4期）」、障害福祉のサービス量を定める「厚木市障害福祉計画（第4期）」を策定。障がい者施策の充実を図ってまいりました。

時代は超高齢・人口減少社会に向かい、2025年には団塊の世代が75歳を迎えます。高齢者や障がい者の孤立化の防止、社会参加・社会的交流を活性化する包摂力ある「福祉発の地域づくり」が求められる中、本市では平成28年を「地域包括ケア元年」に位置付けました。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現に向け、高齢者、障がい者、子どもなど、地域にお住いの全ての市民の皆様を対象とした様々な取組を進めているところです。

このような状況を踏まえ、この度、2018（平成30）年度から2020年度までを計画期間とし、厚木市障害福祉計画等を包含した「厚木市障がい者福祉計画（第5期）」を策定。「すべての人がともに生きるまちづくり」をキャッチフレーズに掲げ、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応してまいります。

本計画が、市民の皆様の障がいに対する理解を深め、「すべての人がともに生きるまちづくり」を推進するための羅針盤となり、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」となりますことを期待してやみません。

最後になりますが、計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様を始め、御協力いただいた関係者の皆様、厚木市障害者協議会委員の皆様、慎重に御審議をいただきました厚木市保健福祉審議会委員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

厚木市長 小林 常良

目次

第1章	計画策定の趣旨	5
1	計画策定の背景と課題	7
2	計画の位置付けと性格	12
3	計画の期間	13
4	計画の対象者	14
5	計画の推進体制	15
第2章	本市の状況	17
1	人口構造	19
(1)	人口の状況	19
(2)	障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移	21
(3)	地区別の状況	26
2	障がい者の状況	30
(1)	身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況	30
(2)	知的障がい者（療育手帳所持者）の状況	32
(3)	精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況	33
(4)	障がい児の状況	34
(5)	障害支援区分認定者の状況	36
第3章	計画の目指す姿と全体像	37
1	将来像	39
2	基本理念	40
3	基本目標	41
4	計画の体系	42
第4章	施策の展開	45
1	障がい者理解の促進	46
2	権利擁護の推進	49
3	相談支援体制の充実	52
4	一貫した療育支援体制の確立	54
5	多様な就労支援	58
6	社会参加の促進	61
7	日常生活を支えるサービスの充実	65
8	健康・医療の充実	68
9	災害時支援体制の強化	70
10	地域をつなぐネットワークの構築	72
11	地域における人材等の創出と活用	74

**第5章 障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画) 77**

1 計画の策定に当たって 79
2 計画の方針 80
3 成果目標 81
4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標） 85
5 地域生活支援事業の見込み 99
6 良質な障害福祉サービス等の確保のために 109

資料編 111

1 計画の策定経過 113
2 調査結果の概要 114
3 意見交換会実施結果 122
4 パブリックコメント実施結果 128
5 厚木市保健福祉審議会規則 134
6 厚木市保健福祉審議会委員名簿 135
7 厚木市障害者協議会規程 136
8 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿 138
9 厚木市地域福祉推進会議設置規程 139
10 厚木市地域福祉推進会議委員名簿 141
11 諮問・答申 142
12 用語集 145

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- ・ 法令や団体名等の固有名詞の場合
（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）
- ・ 人の状態を表さない場合
（例：障害物、電波障害 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。



第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画の推進体制



1 計画策定の背景と課題

(1) 国際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和56年（1981年）、「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。その後は、昭和58年（1983年）から平成4年（1992年）までを「国連・障害者の10年」と定め、昭和57年（1982年）に障害者に関する世界行動計画が策定されました。この間に各国の障がい者施策は進展してきました。

アジア・太平洋地域では、日本も共同提案国となり、平成5年（1993年）から平成14年（2002年）までが「アジア太平洋障害者の10年」と定められていましたが、最終年となった平成14年（2002年）10月、滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、これまでの成果の評価を行い、さらに10年間の延長が宣言されました。平成24年（2012年）までの新たな10年間の行動計画として、びわこミレニアムフレームワークが採択されました。

また、平成13年（2001年）、第60回国連総会本会議で、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約の決議案が採択されました。その後、平成18年（2006年）、第61回国連総会本会議で、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成20年（2008年）に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。さらに、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締結国に対して求めているものです。

平成24年（2012年）には、第3回目となる「アジア太平洋障害者の10年」（2013年～2022年）の行動計画として、障がい者施策に関する10の目標と62の指標を定めたアジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略が採択されました。

(2) 国の動向

我が国では、昭和45年に心身障害者基本法が障がい者施策の基本的な法律として成立しました。さらに、昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を受けて、我が国における最初の障がい者施策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）が策定され、障がい者福祉が進められてきました。また、「国際障害者年」を記念して、国民の間に広く、障がい者福祉について関心と理解を深めるため、12月9日を「障害者の日」としました。なお、「障害者の日」は、平成16年の障害者基本法の改正により、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定める規定へと改められています。

平成以降は、少子高齢化に対応した社会保障制度の構造改革が行われ、平成2年には、福祉関係8法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されました。

平成5年には、心身障害者基本法が障害者基本法に改められ、障がい者の「完全参加と平等」を目指すこととし、法律の対象となる障がいに「精神障がい」が含まれるようになりました。

平成7年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成12年には、介護の社会化を理念とする介護保険法が施行されました。こうした社会福祉制度の大きな転換を受けて、平成15年には、障がい者自らが契約により福祉サービスを利用することができる支援費制度が導入されました。

さらに、平成18年に障害者自立支援法が施行されたことにより、3障害一元化の制度が確立され、障がいの種別に関わらず共通のサービスを利用できるようになりました。また、日中活動と住まいに係るサービスを分離するなど、障がい者が複数のサービスを自ら選択する仕組みとなり、これまでの障がい者施策の在り方が大きく転換することになりました。

一方で、我が国は平成19年に障害者権利条約に署名しました。その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成25年度からは、障害者自立支援法に代わる法律として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この法律においては、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会での共生を妨げられないよう社会的障壁（バリア）が除かれるよう総合的に行わなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

障害者総合支援法の附則において、同法の施行（平成25年4月）から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成27年には見直しに向けた検討が行われ、平成28年3月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための改正となっています。

その他にも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月施行）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成25年4月施行）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）など、障がい者施策に関する数多くの法律が施行されています。

(3) 神奈川県の変遷

神奈川県は、昭和56年（1981年）、「国際障害者年」を契機に障害福祉長期行動計画を策定、平成6年には、第二次障害福祉長期行動計画を策定し、「障害福祉の協調・方向」、「人権の尊重」、「生活の質の向上」、「ノーマライゼーションとインクルージョン」を基本理念に、10年間を計画期間として障がい者福祉に取り組んできま

した。

平成 16 年 3 月に策定されたかながわ障害者計画では、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策としました。また、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法を踏まえて、これまで以上に障がい者の地域生活支援に焦点を当て、かながわ障害者計画を具体化する施策の方向性を明確にし、かながわらしい施策を展開するために、かながわの障害福祉グランドデザインを策定しました。

その後、平成 25 年度にかながわ障害者計画が策定され、障がいの有無に関わらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してきました。

しかし、平成 28 年 7 月 26 日、県内の障害者支援施設で社会を震撼させるような痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられています。このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。平成 29 年度からは、事件が発生した日を含む月曜日から日曜日までの 1 週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定めることとし、共生社会の実現に向けて、様々な広報活動に取り組んでいるところです。

(4) 本市の動向

本市では、障がい者福祉を計画的、総合的に推進するために、平成 10 年に厚木市障害者福祉計画（計画期間：平成 10 年度～平成 14 年度）を策定しました。平成 15 年に同計画（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）を改定し、「ノーマライゼーションの実現」、「リハビリテーションの推進」、「自己決定の実現」を基本理念とするとともに、厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例を制定し、誰もが住みたい、住み続けたいと思う福祉のまちづくりを目指してきました。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、本市では、平成 19 年 3 月に同法に基づく厚木市障害福祉計画（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度）を策定し、障がい者の自立した地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定し、障害福祉サービスを計画的に提供できるよう取り組んできました。

厚木市障害福祉計画（第 4 期）（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）の策定に当たっては、今後の福祉施策の在り方として、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた中長期的視点を踏まえ、高齢者だけではなく、障がい者や子どもを分け隔てることなく、必要な方に必要なサービスを提供し、地域全体で支える仕組みを構築することが重要であるとしました。

本市では、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年や人口減少社会の到来を見据え、平成 28 年を「地域包括ケア元年」と位置付け、高齢者や障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現に向け、具体的な取組を進めているところです。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第 2 期基本計画との整合を図りつつ、人口等の推移及び将来推計や障がい者に対して実施したアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、新たな計画を策定することとしました。

障がい者福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
平成 19 年	2007 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 22 年	2010 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることを明確化
平成 23 年	2011 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり、日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める。
平成 24 年	2012 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	障がい児支援の根拠法を児童福祉法に一元化、障がい種別で分かれていた施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行など
平成 24 年	2012 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
平成 25 年	2013 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行（一部は平成 26 年施行）	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、グループホームへの一元化など
平成 25 年	2013 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

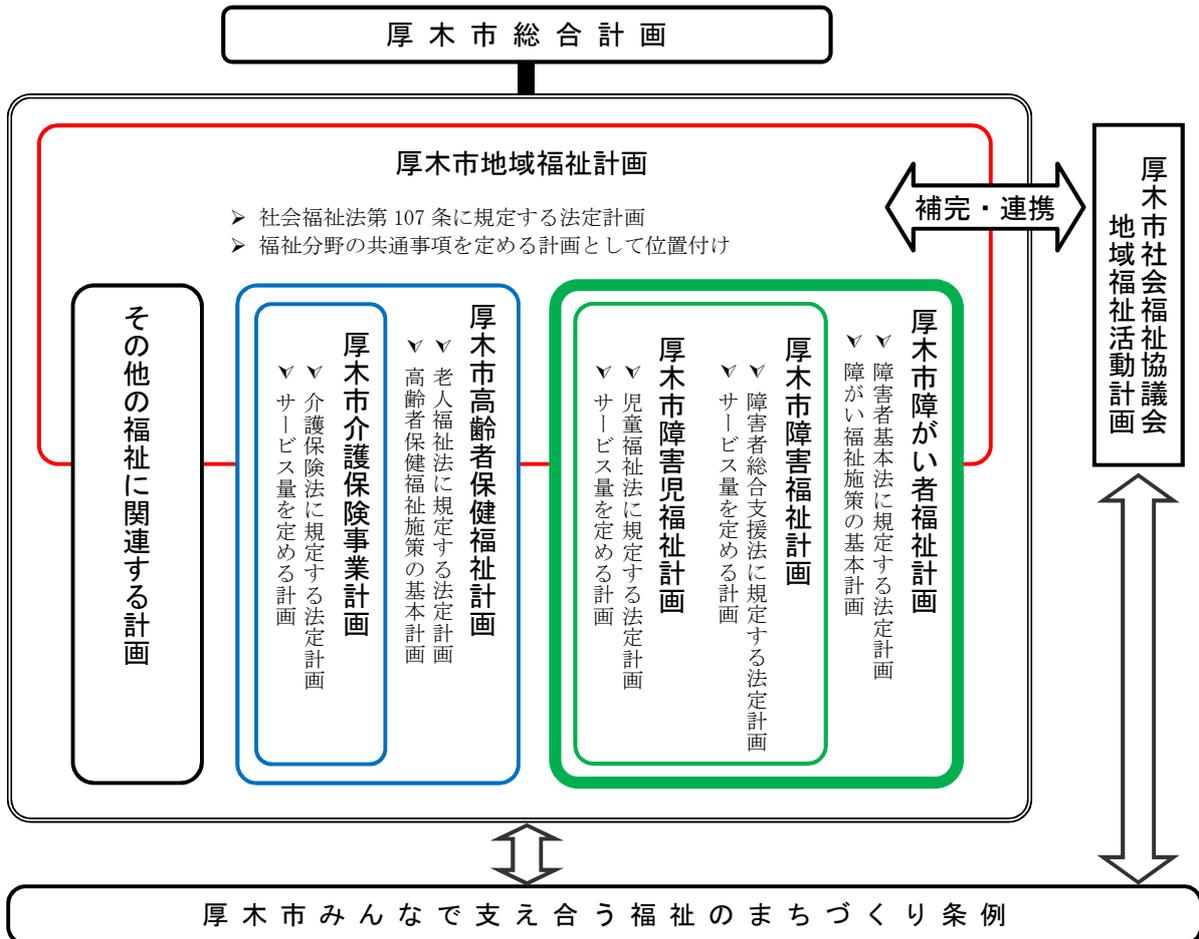
年		主な法律の施行等	内容
平成 26 年	2014 年	「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 28 年	2016 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
平成 30 年	2018 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応として、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援の創設、重度訪問介護及び保育所等訪問支援の訪問先の拡大、障害児福祉計画の策定など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

2 計画の位置付けと性格

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、障がい者理解の促進を重点に、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。



3 計画の期間

これまで、本市の障がい者福祉計画は、国が策定する障害者基本計画に合わせ5年間としてきました。

しかし、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、2018（平成30）年度から2020年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合には、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

関連諸計画	年度	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年	2020年
第9次厚木市総合計画 「あつぎ元気プラン」	基本構想（12年）	→					
	第2期基本計画（6年）	→					
厚木市障がい者福祉計画 ※1	第4期計画（5年）	→				第5期計画（3年）	
厚木市地域福祉計画	第3次計画（5年）	→				前倒し	
						第4期計画（3年）	
厚木市高齢者保健福祉計画 ※2	第6期計画（3年）	→			第7期計画（3年）		

※1 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

※2 厚木市高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含む。

4 計画の対象者

本計画における障がい者の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条）とします。

また、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）の他、高次脳機能障がいや難病（治療方法が確立していない疾病等）により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

児童福祉法第4条では、18歳未満の障がい者を障がい児と規定しています。本計画においては、対象が18歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記しています。

障がい者の定義について

障がい者の定義は次のとおりですが、本市として捉えることが可能な数値として、障害者手帳所持者数を障がい者数としています。

- 身体障がい者
身体障害者福祉法の規定により、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいその他政令で定める障がい永続し、身体障害者手帳の交付を受けた方
- 知的障がい者
法律によって定められた定義が存在しないため、神奈川県が知的機能検査や生活習慣、行動の特徴などから知的障がいと判定した方
- 精神障がい者
精神保健福祉法の規定により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質そのほかの精神疾患を有する方

5 計画の推進体制

本計画は、福祉分野の各個別計画と理念を共有しながら、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 厚木市保健福祉審議会

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった計画推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

(2) 厚木市障害者協議会

本市は、障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害者協議会を設置しています。この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

(3) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体等との協働

障がい者福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは行政の大切なパートナーです。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心にそれぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

(4) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

障害者協議会は、行政、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場に立ち、事例検討、意見交換及び情報共有を行う場です。本市は、様々な地域の課題に柔軟に対応できるように、障害者協議会を活用しながら課題解決に向けた取組を推進してまいります。

